

殿山福社会 行動計画

殿山福社会の行動計画（次世代育成・女性活躍推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、行動計画を次のように策定する。

計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
実施内容

目標：残業時間の削減

《対策》

所定外労働時間をやむなく行う場合は、直属の上司に「申請」し、「承認」を受けた範囲内で実施する。ただし、本人の申請した時間がそのまま認められるとは限らない事。たま、上司は、限られた職員のみ負担がかからないように十分に仕事分配に留意し承認を実施すること。